

報道関係者 各位

令和5年9月26日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 寺脇 悠太郎

監察監督官 佐藤 厚志

電話 018-862-6682

令和5年度木造家屋建築工事に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導結果について

秋田労働局（局長 山本博之）は、管内の6労働基準監督署が令和5年7月1日から同月31日までの「建設業における災害防止集中取組月間」に、施工中の木造家屋建築工事現場に対し集中的に監督指導を実施しました。

【監督指導結果の概要】（図1～図2参照）

■ 監督指導の実施は189現場、258事業場。違反は100現場、156事業場

災害防止集中取組月間中に189現場、258事業場^{*1}に対して監督指導を実施しました。このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法に係る違反があったのは100現場、156事業場でした。

事業場の違反率は60.5%でした。前年度の違反率は66.0%でした。

なお、前年度の違反現場数は95現場でした。

■ 墜落防止に関する違反が35.3%と最多

主な違反の内容は、

墜落防止措置に関するもの 91事業場（違反率35.3%）

（足場に手すり等が設置されていない、高さ2メートル以上の開口部に囲いが設けられていない等）

足場・通路に関するもの 85事業場（違反率32.9%）

（足場からの物体落下を防止する措置がとられていない、最大積載荷重の表示が労働者に周知されていない等）

元請の現場管理に関するもの 33事業場（違反率12.8%）

でした。

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは39事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所に対しては使用停止や立入禁止等の行政処分^{*2}を行いますが、今年度に行ったのは26現場、39事業場でした。前年度は19現場、29事業場に行政処分を行いました。

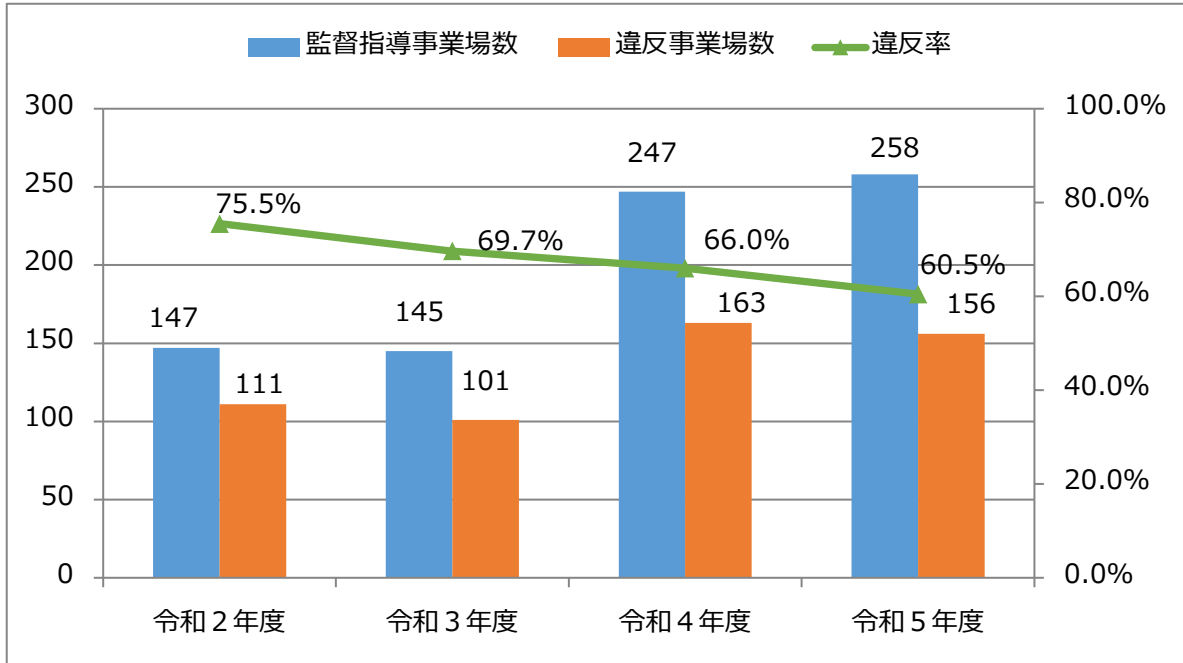
【今後の取組】

秋田県内の木造家屋建築工事業では、令和5年8月末時点で、休業4日以上労働災害が39件発生しており、令和4年同期比で10件減少しています。秋田労働局では、墜落防止措置等に

関する法違反は死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、労働災害撲滅のための監督指導を重点的に実施することとしています。

- ※1) 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数ですので、1現場が1事業場とは限りません。
- ※2) 特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械や作業場所等が安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

【図1】 過去4年の木造家屋建築工事に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導事業数等の推移



【図2】 使用停止等命令書の交付状況

